

各発注機関の長 様

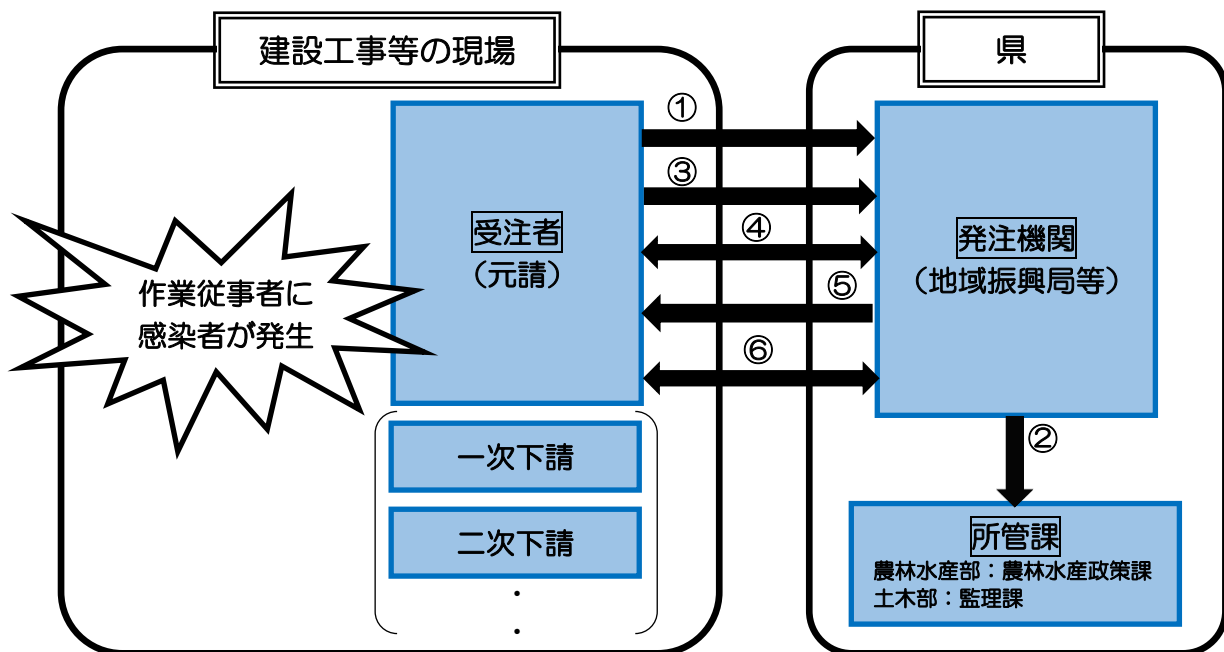
農林水産部長  
土木部長

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

このことについて、令和2年2月25日付け国土入企第52号で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

本通知を受け、県（農林水産部及び土木部）が発注した建設工事、測量、設計等の現場において、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合は、下記のとおり取り扱いますので、適切に対応くださるようお願いいたします。

記



- ① 受注者は、現場における作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合は、速やかに発注機関の監督員に報告。
  - ② 発注機関の監督員は、①の報告を受けた場合は、速やかに所管課に報告。
  - ③ また、受注者は、感染者や濃厚接触者が現場作業に従事できなくなることに伴い、現場の施工（又は業務）を継続することができないと判断した場合は、発注機関の監督員に申出。
  - ④ ③の申出を受け、発注機関と受注者は、現場の施工（又は業務）を継続できるか否か協議。
  - ⑤ ④において、現場の施工（又は業務）を継続することが困難と認められるときは、発注機関は、受注者に対し、約款の規定に基づく工事の一時中止（又は業務の一時中止）を指示。
  - ⑥ 工事の一時中止（又は業務の一時中止）に伴う工期（又は履行期間）や請負代金額（又は業務委託料）の変更については適切に対応。
- ※ 感染者と濃厚接触した疑いがある者は、自宅待機を行うなど保健所の指導に従うこと。